

大 阪 府
知事 松井一郎 様
大阪府教育委員会
教育長 向井正博 様

2015年10月30日
大阪教育合同労働組合
執行委員長 酒井さとえ
大阪学校事務労働組合
執行委員長 宗宮恵司

団 体 交 渉 申 入 書

当組合（ら）は、2015年度の賃金改善要求等についての団体交渉を、以下の要領で申し入れるので誠意をもって応じられたい。

記

日時 双方協議による

場所 大阪府庁舎内

- 事項 1. 下記「賃金改善に関する要求事項」及び「年末一時金に関する要求事項」について
2. その他関連する事項について

【賃金改善に関する要求事項】

- 2006年度の「給与構造改革」以前の賃金水準に戻すこと。
- 賃金に成績主義を反映させないこと。
「評価・育成システム」の賃金・一時金への反映を行なわないこと。
「評価・育成システム」の評価結果について、次の項目について2006年度～2014年度各年度の評価結果の分布率を明らかにすること。
男女別 職種別 年代別（20代、30代、40代、50代、60代）
- 教育職給料表において特2級を廃止すること。
- 管理職手当を廃止すること。
- 行政職給料表3, 4, 5級格付について、全員が同じ条件で格付されるよう改めること。
当面、経験年数によって全員が28歳で3級、40歳で4級に格付けること。また、任用制度によって人事・労務管理の強化を行なわないこと。
- 「1957年通達」をはじめとした経過をふまえて、事務職員・栄養職員の時間外手当を本俸に繰り入れること。
- 労働基準法通り時間外手当を支給すること。また、支給率は135/100を下限とすること。
- 諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。
交通用具（自転車等）使用者の手当を増額すること。

諸手当については、月の1日在職でない場合でも実費を支給すること。

中学校夜間学級および定時制・通信制高校に勤務する職員に「定時制通信制教育手当」に準じた基準で手当を支給すること。

9. 育児休業中の賃金を保障すること。
10. 臨時講師・職員にかかわって、労働契約法第20条の精神に則り、正規職員と均等に待遇すること。
 - 教育職の賃金を2級に格付すること。
 - 最高号給の頭打ちをなくすこと。
 - 昇給制度を導入すること。
 - 給料月額の見直しについては、換算の際、前職にかかわらず除算を12月とすること。
 - また、経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）。
 - 待機期間が生じた場合は、待機手当を支給すること。
11. 再任用教職員の賃金について、退職時の賃金の75%以上を支給すること。
12. 非常勤職員の一般職への位置づけ変更を撤回すること。
13. 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員にかかわって、労働契約法第20条の精神に則り、正規職員と均等に待遇すること。
 - 非常勤講師の賃金算定方法を「週1授業時間あたり月額」制に戻すこと。
 - 非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。
 - 非常勤職員の雇用を保障し、これまでと同等以上の賃金を支給すること。
 - 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に退職金を支給すること。
 - 時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。
 - 中学校夜間学級および定時制・通信制高校に勤務する非常勤講師に「定時制通信制教育手当」に見合う割増賃金を支給すること。

【年末一時金に関する要求事項】

1. 年末一時金を2006年度の「給与構造改革」以前の水準に戻すこと。また、カット分の回復措置を行なうこと。
2. 支給日は12月4日（金）とすること。
3. 勤勉手当への成績率適用をやめること。
4. 役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。
5. 常勤講師・臨時職員の年末一時金は、前基準日の翌月から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給すること。とりわけ、一時金における3月31日問題（1日空白問題）をなくすこと。
6. 2014年度、就学援助加配で任用されたにもかかわらず、本人に過失なく更新されず各市町村の市費で任用された、または、任用根拠が変更になったことで前期任用と後期任用の間に空白期間が生じた臨時主事について、継続して任用されれば得られた年末一時金の差額を補填すること。
7. 非常勤（若年）特別嘱託員など常勤的非常勤職員に年末一時金を支給すること。その支給額は、常勤の職員の一時金の権衡その他の事情を考慮して決定すること。